

砥部町養護老人ホーム介護サービス利用者負担加算実施要綱

平成 23 年 2 月 28 日

砥部町告示第 12 号

(目的)

第 1 条 この告示は、養護老人ホーム入所者が介護保険サービスを利用した場合に、その利用に係る利用者負担の一部を措置費に加算することにより、必要な介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(加算の対象者)

第 2 条 加算の対象者は、養護老人ホームの入所者であって、介護保険サービスを利用した者とする。

(加算額)

第 3 条 加算額は、介護保険サービスの利用者負担月額に、次の表に掲げる費用徴収階層ごとの支弁割合を乗じて得た額とする。ただし、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

費用徴収階層	支弁割合	費用徴収階層	支弁割合
1	1 0 0 %	3 0	6 5 %
2 ～ 2 2	9 9 %	3 1	6 4 %
2 3	9 5 %	3 2	6 3 %
2 4	9 1 %	3 3	6 2 %
2 5	8 6 %	3 4	5 7 %
2 6	8 1 %	3 5	5 4 %
2 7	7 6 %	3 6	5 1 %
2 8	7 1 %	3 7	4 8 %
2 9	6 6 %	3 8	4 5 %

2 費用徴収階層が 3 9 階層の者については、加算しない。ただし、当該者の経済状況が他の加算対象者と比較し、不合理であると町長が認めた場合は、3 8 階層の支弁割合を上限に加算を行うことができる。

(認定方法)

第 4 条 措置加算を受けようとする者の属する養護老人ホーム施設長は、介護サービス利用者負担加算申請書（様式第 1 号）に、加算対象者の居宅サービス利用状況が把握できるもの（介護サービス計画書の様式及び課題分析項目の表示について（平成 1 1 年 1 1 月 1 2 日老企第 2 9 号）に定める介護サー

ビス計画書第7表及び第8表)を添付して町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の介護サービス利用者負担加算申請書を審査し、加算することが適当と認めたときは、介護サービス利用者負担加算認定書(様式第2号)を当該施設長に交付する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

砥部町長 様

申請者 

介護サービス利用者負担加算申請書

[illegible]

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

砥部町長 ⑨

介護サービス利用者負担加算認定書

年 月 日付けをもって申請のあったこのことについて、次のとおり認定したので通知します。

[illegible]